

指 定 訪 問 看 護 事 業 重 要 事 項 説 明 書

当事業所は高齢者の医療の確保に関する法律第 78 条第 1 項の規定による指定訪問看護事業者の指定及び健康保険法第 44 条ノ 4 第 1 項の規定による指定訪問看護事業者の指定を受けています。

(訪問看護ステーションコード 1690048)

指定訪問看護サービスの提供開始にあたり、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

目 次

1	事業者	1
2	ご利用の事業所	1
3	事業の目的	1
4	運営方針	1
5	職員の配置状況	1
6	営業日・営業時間・事業の実施地域	2
7	提供するサービスと利用者負担額	2
8	秘密の保持	3
9	苦情等の申立先	3
別紙	サービス利用料金	4

中 新 川 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン

1. 事業者

法人名 中新川広域行政事務組合
住 所 富山県中新川郡舟橋村国重 2 4 2 番地 (〒930-0288)
電 話 TEL 076-464-1316 FAX 076-463-3199
代表者名 中新川広域行政事務組合 管理者 渡辺 光
法人種別 地方公共団体

2. ご利用の事業所

名 称 中新川訪問看護ステーション
所 在 地 富山県中新川郡上市町法音寺 5 1 番地 (〒930-0353)
電 話 TEL 076-472-5703 FAX 076-472-5701
事業管理者 中新川訪問看護ステーション 管理者 山田 裕美子

<サテライト事業所>

名 称 中新川訪問看護ステーション立山サテライト
所 在 地 富山県中新川郡立山町前沢 1 1 6 9 番地 (〒930-0221)
電 話 TEL 076-463-0616 FAX 076-463-0968

3. 事業の目的

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく指定訪問看護事業、健康保険法に基づく指定訪問看護事業の提供を行います。また、介護保険法に基づく指定訪問看護事業も行っています。

4. 運営方針

- ・利用者様の心身の状況を踏まえて、全体的な日常生活動作維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- ・事業の実施にあたっては、中新川広域行政事務組合、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスの提供に努めます。
- ・看護師等の質向上を図り、業務体制を整備するため、研修機会の確保に努めます。
- ・事業に従事する職員の清潔の保持及び良好な健康状態の保持並びにステーションの設備、備品等の衛生的な管理に努めます。
- ・事業に従事し、又は従事した者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者様等の秘密を他に漏らしません。

5. 職員の配置状況

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	員数	区 分	職 務 内 容
管 理 者	1	常 勤	従事者の管理、利用申込みの調整、実施状況の把握 その他の管理を一元的に行います。
看 護 師		常 勤 非 常 勤	訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成するとともに、指定訪問看護の提供にあたります。
理 学 療 法 士		非 常 勤	リハビリテーションを中心とした訪問看護の提供にあたります。

6. 営業日、営業時間、事業の実施地域

営業日	月曜日～金曜日 (祝日・12月29日～翌年の1月3日は除く。)
営業時間	営業日の午前8時30分～午後5時15分
実施地域	中新川区域(上市町、立山町、舟橋村)

事情がある場合は、休日や営業時間外などであっても状態により指定訪問看護の提供を行いますので、ご相談ください。

7. 提供するサービスと利用者負担額

- ・当事業所では、利用者のご家庭に訪問しサービスを提供します。
- ・当事業所が提供するサービスについては、利用者負担金がかかります。利用者様の負担額は、高齢者医療受給対象の有無、加入する健康保険等により異なります。
- ・指定訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- ・当事業所は、主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

1) 保険の給付の対象となるサービス

(以下のサービスについては、利用料金の一定割合が保険から給付されます。)

<サービスの概要>

- | | |
|------------------|------------------|
| ①病状・障害の観察 | ②清拭・洗髪等による清潔の保持 |
| ③食事・及び排泄等日常生活の世話 | ④褥瘡の予防・処置 |
| ⑤リハビリテーション | ⑥ターミナルケア |
| ⑦認知症患者の看護 | ⑧療養生活や介護方法の相談・助言 |
| ⑨カテーテル等の管理 | ⑩主治医の指示による医療処置 |

<サービス利用者負担額>

別紙参照

<その他>

*利用者負担額のお支払い方法

請求書はサービス提供月毎に計算し、翌月に発行いたします。

<口座振替での場合>

請求書発行月の末日に利用者様等の指定口座から自動引き落としとなります。領収書は、引き落とし確認後にご持参いたします。

<現金支払いの場合>

請求書発行月の末日までに訪問した看護師にお支払いください。現金と引き換えに領収書をお渡しします。

*利用の中止・変更・追加

利用者様の都合により訪問看護サービスの利用を中止・変更する場合や新たなサービスの追加を希望する場合は、サービス実施日の前日までにご連絡ください。

なお、看護師等の稼働状況によっては、使用者様が希望する日時への変更やサービスを提供することができない場合があります。この場合は、訪問日時などの協議・調整をさせていただきますので、ご了承ください。

＊サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者様の体調等の理由で、予定されていたサービスの実施ができない場合は、サービス内容の変更を行います。

＊緊急時等における対応方法

看護師等は、指定訪問看護の提供中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。また、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告します。

＊事故発生時における対応方法

指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、中新川広域行政事務組合管理者、利用者の家族、その利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。（指定訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償を含む。）

8. 秘密の保持

事業に従事し、又は従事した者は、サービス提供を行ううえで知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく、他の事業者及び第三者に漏らしません。ただし、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査及び他のサービス事業者、施設、病院、薬局等との連携のために利用者の個人情報を用いることがあります。

9. 苦情等の申立先

- ・当事業において提供した指定訪問看護に対する利用者等からの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応いたします。

当事業所に対する苦情の受付窓口

中新川訪問看護ステーション管理者 山田 裕美子
電 話 076-472-5703 FAX 076-472-5701

- ・次の行政機関、その他苦情受付機関に直接申し出ることもできます。

機 関 名	連 絡 先
中新川広域行政事務組合介護保険課	所 在 地 930-0288 中新川郡舟橋村国重242番地 電 話 076-464-1316 F A X 076-463-3199 受付時間 8時30分～17時15分
富山県国民健康保険団体連合会	所 在 地 930-8538 富山市下野字豆田995番地の3 電 話 076-431-9833 F A X 076-431-9834 受付時間 8時30分～17時15分

利用料金

＜医療訪問看護サービス利用者負担額＞

令和 8 年 6 月 1 日より

訪問看護を 利用できる方	主治医が訪問看護の必要性を認めた方 ①介護保険の対象でない（非該当）方 ②介護保険や被保険者のうち、厚生労働大臣が特に定めた疾病や病状の方			
基 本 療 養 費		1 割負担の方	2 割負担の方	3 割負担の方
	訪問看護基本療養費Ⅰ ＊週 3 日まで ＊週 4 日目以降	555 円 655 円	1,110 円 1,310 円	1,665 円 1,965 円
	訪問看護基本療養費Ⅲ ＊入院中の外泊時 1 回限り 別表 7.8 の方は 2 回限り	850 円	1,700 円	2,550 円
	管理療養費 1 1 月の初日 2 2 日目以降	771 円 301 円	1,542 円 602 円	2,313 円 903 円
	訪問看護物価対応料 イ 月の初日 ロ 2 日目以降	6 円 2 円	12 円 4 円	18 円 6 円
	訪問看護ベースアップ評価料	183 円	366 円	549 円
加 算	複数名訪問加算	450 円	900 円	1,350 円
	退院時共同指導加算	800 円	1,600 円	2,400 円
	24 時間対応体制加算イ ＊同意を得て必要時 緊急訪問を行う場合	680 円／月	1,360 円／月	2,040 円／月
	緊急時訪問看護加算 ＊利用者、その家族等の緊急の求め に応じて主治医より指示を受け計画 外の訪問を行う場合	月 14 日目まで 265 円／日 月 15 日目以降 200 円／日	月 14 日目まで 530 円／日 月 15 日目以降 400 円／日	月 14 日目まで 795 円／日 月 15 日目以降 600 円／日
	特別管理加算 Ⅰ ＊気管カニューレ・留置カテーテル 使用している方	500 円／月	1,000 円／月	1,500 円／月
	特別管理加算 Ⅱ ＊その他の計画的に 特別な管理を必要とする方	250 円／月	500 円／月	750 円／月
	乳幼児加算（6 歳未満） 超重症児（別表七・八）	140 円 180 円	280 円 360 円	420 円 540 円
	訪問看護医療情報連携加算 ＊利用者が同意した者のみ	100 円／月	200 円／月	300 円／月
	専門管理加算（ロ） ＊特定行為研修を受けた看護師 が計画的な管理を行った場合	250 円／月	500 円／月	750 円／月
	長時間訪問看護加算 ＊特別管理対象者で 90 分以上利用	520 円	1,040 円	1,560 円
	在宅患者連携指導加算	300 円	600 円	900 円
	在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	200 円	400 円	600 円
	難病等複数回訪問加算 2 回目以降	450 円 800 円	900 円 1,600 円	1,350 円 2,400 円
	退院支援指導加算	600 円	1,200 円	1,800 円
	特別管理指導加算	200 円	400 円	600 円

	早朝・夜間加算 (6～8 時・18～22 時)	210 円	420 円	630 円
	深夜加算 (22～6 時)	420 円	840 円	1,260 円
	訪問看護ターミナル療養費	2,500 円	5,000 円	7,500 円
	訪問看護情報提供療養費	150 円	300 円	450 円
	訪問看護遠隔診療補助料	265 円／日	530 円／日	795 円／日

同意の確認	緊急時訪問看護加算を	同意する	同意しない
	24 時間対応体制加算を	同意する	同意しない
	特別管理加算を	同意する	同意しない
	複数名訪問看護加算を	同意する	同意しない
	訪問看護医療情報連携加算を	同意する	同意しない
	訪問看護遠隔診療補助料を	同意する	同意しない
	専門管理加算を	同意する	同意しない

その他の利用料

区 分	定 義	利用料金
休日利用 料金	規則で定める休業日における 1 回の手数料	800 円
長時間利用 料金	1 回の訪問看護時間が 2 時間を超える場合の手数料 (特別管理加算・特別指示を受けていない利用者)	30 分までご とに 700 円
交通費	中新川区域外に居住する利用者への訪問看護の場合で、各事 業所からの 1 回 (1 往復) あたりの交通費	1 km 40 円

<備考>超過料金に 30 分未満の端数があるときは、これを 30 分として計算する。

③24 時間対応体制及び特別管理等の状況にある場合、利用者やその家族等に説明、同意を得てサービスを提供し、24 時間対応体制加算・特別管理加算等を算定します。

④同時に複数の看護師により訪問看護を行う場合、利用者その家族に説明、同意を得て訪問を行い複数名訪問看護加算が算定されます。

⑤緊急時、特別管理等加算、専門管理加算等の内容については(別紙 1)をご参照ください。

⑥特定行為に係る内容については(別紙 2)をご参照ください。

⑦医療情報連携加算、遠隔診療補助料の内容については(別紙 3)をご参照ください。

本書面(指定訪問看護事業重要事項説明書)に基づき重要事項並びに利用料金、
緊急訪問・特別管理・専門管理・複数名加算等の説明をいたしました。

年 月 日

富山県中新川郡上市町法音寺 5 1 番地

中新川訪問看護ステーション

説明者

管理者 山田 裕美子

上記の説明を受け、了承しました。

利 用 者 住 所

氏 名

代 理 人 住 所

氏 名

(続柄)

利用料金

＜精神科訪問看護サービス利用者負担額＞

令和 8 年 6 月 1 日より

訪問看護を 利用できる方	主治医が訪問看護の必要性を認めた方 ①介護保険の対象でない（非該当）方 ②介護保険や被保険者のうち、厚生労働大臣が特に定めた疾病や病状の方			
基 本 療 養 費		1 割負担の方	2 割負担の方	3 割負担の方
	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ			
	＊週 3 日目まで 30 分以上	555 円	1,110 円	1,665 円
	＊週 3 日目まで 30 分未満	425 円	850 円	1,275 円
	＊週 4 日目以降 30 分以上	655 円	1,310 円	1,965 円
	＊週 4 日目以降 30 分未満	510 円	1,020 円	1,530 円
	精神科訪問看護 基本療養費Ⅳ ＊入院中の外泊時の訪問 1 回に限り	850 円	1,700 円	2,550 円
	管理療養費 1 1 月の初日 2 2 日目以降	771 円 301 円	1,542 円 602 円	2,313 円 903 円
加 算	訪問看護物価対応料 イ 月の初日 ロ 2 日目以降	6 円 2 円	12 円 4 円	18 円 6 円
	訪問看護ベースアップ評価料	183 円	366 円	549 円
	複数名精神科訪問加算 ＊30 分以上の訪問の場合	450 円	900 円	1,350 円
	退院時共同指導加算	800 円	1,600 円	2,400 円
	24 時間対応体制加算Ⅱ ＊同意を得て必要時緊急訪問を行う場合	680 円／月	1,360 円／月	2,040 円／月
	精神科緊急時訪問看護加算 ＊利用者、その家族等の緊急の求 めに応じて主治医より指示を受 け計画外の訪問を行う場合	月 14 日目まで 265 円／日 月 15 日目以降 200 円／日	月 14 日目まで 530 円／日 月 15 日目以降 400 円／日	月 14 日目まで 795 円／日 月 15 日目以降 600 円／日
	特別管理加算 Ⅰ ＊気管カニューレ・留置カテーテ ルを使用している方	500 円／月	1,000 円／月	1,500 円／月
	特別管理加算 Ⅱ ＊その他の計画的に 特別な管理を必要とする方	250 円／月	500 円／月	750 円／月
	訪問看護医療情報 連携加算	100 円／月	200 円／月	300 円／月
	専門管理加算(ロ) ＊特定行為研修を受けた看護師 が計画的な管理を行った場合	250 円／月	500 円／月	750 円／月
	長時間精神科訪問看護加算 ＊特別管理対象者で 90 分以上利用	520 円	1,040 円	1,560 円
	在宅患者連携指導加算	300 円	600 円	900 円
	在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	200 円	400 円	600 円
	難病等複数回訪問加算 2 回目以降	450 円 800 円	900 円 1,600 円	1,350 円 2,400 円
	退院支援指導加算	600 円	1,200 円	1,800 円
	特別管理指導加算	200 円	400 円	600 円

	早朝・夜間加算 (6～8 時・18～22 時)	210 円	420 円	630 円
	深夜加算 (22～6 時)	420 円	840 円	1,260 円
	訪問看護ターミナルケア療養費	2,500 円	5,000 円	7,500 円
	訪問看護情報提供療養費	150 円	300 円	450 円
	訪問看護遠隔診療補助料	265 円／日	530 円／日	795 円／日

同意の確認	緊急時訪問看護加算を	同意する	同意しない
	24 時間対応体制加算を	同意する	同意しない
	特別管理加算を	同意する	同意しない
	複数名訪問看護加算を	同意する	同意しない
	訪問看護医療情報連携加算を	同意する	同意しない
	訪問看護遠隔診療補助料を	同意する	同意しない
	専門管理加算を	同意する	同意しない

その他の利用料

区 分	定 義	利用料金
休日利用 料金	規則で定める休業日における 1 回の手数料	800 円
長時間利用 料金	1 回の訪問看護時間が 2 時間を超える場合の手数料 (特別管理加算・特別指示を受けていない利用者)	30 分までご とに 700 円
交通費	中新川区域外に居住する利用者への訪問看護の場合で、各事 業者からの 1 回 (1 往復) あたりの交通費	1 km 40 円

<備考>超過料金に 30 分未満の端数があるときは、これを 30 分として計算する。

③24 時間対応体制及び特別管理等の状況にある場合、利用者やその家族等に説明、同意を得てサービスを提供し、24 時間対応体制加算・特別管理加算等を算定します。

④同時に複数の看護師により訪問看護を行う場合、利用者その家族に説明、同意を得て訪問を行い複数名訪問看護加算が算定されます。

⑤緊急時、特別管理等加算、専門管理加算等の内容については(別紙 1)をご参照ください。

⑥特定行為に係る内容については(別紙 2)をご参照ください。

⑦医療情報連携加算、遠隔診療補助料の内容については(別紙 3)をご参照ください。

本書面(指定訪問看護事業重要事項説明書)に基づき重要事項並びに利用料金、
緊急訪問・特別管理・専門管理・複数名加算等の説明をいたしました。

年 月 日

富山県中新川郡上市町法音寺 5 1 番地
中新川訪問看護ステーション

説明者

管理者

山田 裕美子

上記の説明を受け、了承しました。

利 用 者 住 所

氏 名

代 理 人 住 所

氏 名

(続柄)

(別紙 1)

24 時間連絡対応体制加算及び特別管理等加算説明書

(医療保険での利用者)

中新川訪問看護ステーション

中新川訪問看護ステーションは利用者またはその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合 24 時間常時連絡できる体制にあって、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制を整備しています。この事より、訪問看護において 24 時間緊急対応体制・緊急時訪問看護加算及び特別管理の状態にある利用者様は、下記のとおり、訪問看護利用料金が加算されます。(利用者負担額は使用する医療保険により異なります)

何卒ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

24 時間対応体制加算 利用者、家族等から電話等で看護に関する意見を求められた場合に常時緊急に対応できる体制 (営業日以外の訪問の場合も含まれます)

緊急時訪問看護加算 利用者やその家族等の緊急等の求めに応じて主治医が訪問看護ステーションに対して行った指示を受けて計画外の訪問看護を行う場合、また主治医の属する診療所が他の医療機関と連携して 24 時間の往診体制、及び連絡体制を構築し、主治医が対応していない夜間等においては連絡先の保険医療機関の医師の指示により緊急に指定訪問看護に対応できる体制

特別管理加算 次のいずれかに該当する状態で、特別な管理を必要とする場合

- I
 - ・在宅麻薬等注射指導管理・在宅腫瘍化学療法注射指導管理
 - ・在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者
 - ・気管切開患者等の指導管理料を受けている状態にある者
 - ・気管カニューレを使用している状態にある者
 - ・留置カテーテルを使用している状態にある者
- II
 - ・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅血液透析指導管理
 - ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理
 - ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理
 - ・在宅人工呼吸指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
 - ・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理
 - ・在宅難治性皮膚疾患処置指導を受けている状態にある者
 - ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある利用者
 - ・真皮を超える褥瘡の状態にある者
 - ・在宅患者訪問点滴注射管理指導を算定している利用者

専門管理加算 専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
※対象の特定行為：持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正
対象の利用者様には特定看護師よりご説明いたします(別紙 2)

ターミナルケア療養費 死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを実施した利用者。ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した利用者

(別紙 2)

特定行為の提供に係る説明書

中新川訪問看護ステーション

中新川訪問看護ステーションでは、厚生労働省令で定める特定行為研修を終了した看護師が在籍しております。

特定行為の概要

医師が作成した手順書に基づき、特定行為研修を終了した看護師が、利用者様の状態を観察・判断し、栄養及び水分管理に係る薬剤（輸液、電解質製剤等）の投与量・投与速度の調整、投与の開始・中止等を行うものです。

実施される主な内容

- ・利用者様の全身状態、経口摂取量、排泄状況等の確認
- ・栄養及び水分管理に関する薬剤投与の調整
- ・必要時の医師への報告及び連携
- ・安全に配慮した継続的な観察

※具体的な内容は、利用者様の状態に応じて医師の手順書の範囲内で行われます。

期待される効果

- ・利用者様の状態変化に迅速に対応できる
- ・より適切な栄養・水分管理の提供が自宅でできる
- ・医療の質及び安全性の向上

考えられるリスク・不利益

- ・薬剤投与に伴う一般的な副作用や合併症
- ・状態変化により、追加の処置や医師の介入が必要となる可能性

※異常が認められた場合は、速やかに医師へ報告し、適切に対応します。

同意について

- ・本同意は、いつでも撤回することができます。
- ・同意しない場合でも、利用者様に不利益が生じることはありません。

個人情報の取り扱い

- ・本行為に関連して得られた個人情報は、目的以外には使用せず適切に管理されます。

特定行為の提供に係る同意書

【提供する特定行為実践】

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

- ・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ・脱水症状に対する輸液による補正

特定看護師の特定行為「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の実施について、説明を受け、同意します。

説明日 年 月 日

利用者氏名

代理人氏名

管理者氏名： 山田 裕美子

説明者氏名：
(特定看護師)

(別紙 3)

訪問看護医療情報連携加算及び訪問看護遠隔診療補助料についての説明書

(医療保険利用の場合)

中新川訪問看護ステーション

中新川訪問看護ステーションは、保健医療機関等の関係職種と ICT を活用した情報連携体制を整備しました。また、保健医療機関の医師による指示に応じて遠隔診療の補助を行うことができるよう体制を整備しました。この事より、訪問看護医療情報連携を行っている利用者様及び訪問看護遠隔診療補助を実施した利用者様は、下記のとおり訪問看護利用料金が加算されます。何卒ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

訪問看護医療情報連携加算 保険医療機関や薬局、居宅介護支援事業所や介護施設等の関係職種が、下記のいずれかの医療・介護連携クラウドサービスを用いて記録した利用者様に係る診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合

☐ メルタス：たてやまつるぎ在宅ネットワークの医療機関が主に登録している

☐ バイタルリンク：その他の医療機関が主に登録している

訪問看護遠隔診療補助料 予定された訪問看護以外で、医師の診療の補助の目的で訪問した場合

訪問看護医療情報連携について

中新川訪問看護ステーション

当事業所は、在宅患者様の診療情報等について、下記の連携機関とICTを用いて情報共有をできる体制を有しております。

情報共有に使用するサービスの名称		MeLL+ バイタルリンク
(連携機関の名称、種類、住所)		
1	連携機関の名称	かみいち総合病院
	種類	保険医療機関
	住所	富山県中新川郡上市町法音寺 5 1
2	連携機関の名称	ホリ薬局
	種類	保険薬局
	住所	富山県中新川郡上市町新町 1 3 - 1
3	連携機関の名称	かみいち居宅介護支援事業所
	種類	居宅介護支援事業者
	住所	富山県中新川郡上市町法音寺 5 1
4	連携機関の名称	つるぎの庭
	種類	居宅介護支援事業者
	住所	富山県中新川郡上市町森尻 7 0 4
5	連携機関の名称	上市町地域包括支援センター
	種類	地域包括支援センター
	住所	富山県中新川郡上市町湯上野 1 1 7 6
6	連携機関の名称	やまだホームケアクリニック
	種類	保険医療機関
	住所	富山県富山市高屋敷 6 5 - 1
7	連携機関の名称	くれよん在宅クリニック
	種類	保険医療機関
	住所	富山県富山市黒崎 3 7 3 - 2